

津市市民活動推進事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 9 日訓第 3 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民活動に対する初期支援を行うことにより、本市における多様な市民活動を推進するため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市民活動」とは、営利を目的としない市民の自発的かつ公益的な活動で、特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）別表第 1 号から第 1 8 号までに掲げる活動をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「市民活動推進事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付対象団体)

第 4 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「交付対象団体」という。）は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 5 人以上で構成され、本市の区域内に主な活動拠点があり、自主的な市民活動をしている団体
 - (2) 団体の設立目的、組織及び運営に関する規約、会則等を定めており、適切な会計処理が行われている団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体に対しては、補助金を交付しないものとする。
- (1) 政治活動又は宗教活動を行う団体
 - (2) 特定の公職の候補者及び公職にある者を支持し、又はこれらの者に反対する団体
 - (3) 構成員相互の共益を目的とする活動のみを行う団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体
 - (5) 自治会、地区社会福祉協議会その他の地縁団体

- (6) 過去に補助金を3回以上交付されている団体
(交付対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 交付対象団体が地域の課題解決のために新たに取り組む事業であって、本市における公益性が認められるもの
- (2) 第8条に規定する事業提案書を初めて提出した年度において事業開始から3年以内の事業
- (3) 本市の住民を主たる対象とし、本市の区域内で継続して実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 国、他の地方公共団体、本市又は本市の助成を受けた他の団体が行う補助等（自治総合センターコミュニティ助成金を財源とするものを除く。）の対象となる事業
- (3) 施設の維持管理及び物品の購入を主たる活動目的とする事業
- (4) 公の秩序又は良俗を害するおそれのある事業
- (5) 特定の個人及び団体の交流会その他の親睦的な事業
- (6) 他の団体から引き継いだ事業
- (7) その他市長が適当でないと認める事業

(交付対象経費)

第6条 補助金は、交付対象事業に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、交付の対象としない。

- (1) 人件費及び食糧費
- (2) 領収書等により交付対象団体が支払ったことが確認できない経費
- (3) 備品（1年以上その形状を変えずに使用し、かつ保存することができ、1個又は1組につき単価が税込1万円以上のものに限り。）に係る購入費のうち、5万円を超える経費
- (4) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額等)

第7条 補助金は、交付対象経費に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に

定める割合を乗じて得た額（当該額が20万円を超えるときは、20万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、交付対象団体が当該補助金の交付を最初に受ける年度を初年度とし、連続する3の年度（次条の規定により事業提案書を提出したが、補助金の交付の決定がなされなかった年度を除く。）を限度として、これを交付するものとする。

(1) 初年度 3分の2

(2) 2年度 2分の1

(3) 3年度 3分の1

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 交付対象団体が別に定める補助金に相当する金銭を受けていたときは、当該交付対象団体に補助金の交付があったものとみなす。

（事業提案書の提出）

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、別に定める事業提案書、提案事業調書及び提案事業収支予算書を、それぞれ市長に提出しなければならない。

（交付申請の期限）

第9条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から起算して20日とする。

（実績の報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、別に定める事業報告書を添えてこれを行わなければならない。

（財産の処分制限）

第11条 規則第17条ただし書の市長が定める期日は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を基準として定めるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。